

退職金特別定期預金 輝

令和3年4月1日現在

| | |
|---|---|
| 商品名（愛称） | <ul style="list-style-type: none"> ・〈ながしん〉退職金特別定期預金 輝〈ゴールド〉 ※プラチナ（期間3年）の新規お申込受付は令和3年3月31日で終了しました。 |
| 販売対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時点で滋賀県内にお住まいの方 ・当金庫と2項目以上の取引（※）を今後も継続的にしていただける方 （※）普通預金、定期預金（輝 ゴールドを除く）、定期積金、公共料金引落など（同時申込を含む） ・プラチナは、当金庫で公的年金（厚生・国民・共済）を受給している方、新たに受給される方、「年金受取ご予約申込書」によるお申込みにより当金庫で年金受取をご予約いただいた方に限らせていただきます。「年金受取のご予約」については、当金庫で普通預金口座の開設が必要となります。また、ご契約時点で、満58歳以上満65歳以下の方を対象といたします。 |
| ご利用条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職金によるお預け入れに限りです。 ・退職金のお受取日から1年以内で、新規でのご契約に限りです。 ・ご利用はお一人さまにつき当金庫本支店のうち、いずれか1店舗、1回とさせていただきます。 |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・3か月（自動継続型） |
| 預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・スーパー定期預金3か月もの、または大口定期預金3ヶ月もの100万円以上3,000万円以下（退職金の受取額以内） ※100万円以上1,000万円未満はスーパー定期預金3ヶ月もの、1,000万円以上3,000万円以下は大口定期預金3ヶ月ものとなります。 ・スーパー定期預金3年もの（プラチナ） 100万円以上1,000万円未満（退職金の受取額以内） ・1円単位 |
| 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。 |
| 適用利率 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率とさせていただきます。 ・適用利率は当初の預入期間に限らせていただきます。 ・自動継続後は継続日の同期間の金額段階別の店頭表示金利を適用いたします。 |
| 税金 | <ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20%※（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・証書式とし、総合口座への組み入れはできません。 |
| 中途解約時の取り扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表（裏面）の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 |
| 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初の預入期間の適用利率は、パンフレットまたは窓口へご照会ください。 ・自動継続後の金利は店頭が表示金利でご確認いただくか、窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置 紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-549-274）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> |

| | |
|------------|--|
| その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の事項については、スーパー定期預金および大口定期預金の取り扱いに準じます。 ・預金保険制度の付保対象商品です。定期預金（積立・財形貯蓄商品含む）、定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。 |
|------------|--|

(別表)

定期預金中途解約利率一覧表

| 約定期間 預入日から 解約日までの期間 | 1か月以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | 5年もの |
|---------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 | | | | |
| 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% | 約定利率×30% | 約定利率×20% | 約定利率×10% | 約定利率×10% |
| 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×70% | 約定利率×40% | 約定利率×30% | 約定利率×20% | 約定利率×10% |
| 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×70% | 約定利率×50% | 約定利率×40% | 約定利率×30% | 約定利率×20% |
| 2年以上2年6か月未満 | | 約定利率×70% | 約定利率×50% | 約定利率×40% | 約定利率×30% |
| 2年6か月以上3年未満 | | 約定利率×70% | 約定利率×60% | 約定利率×50% | 約定利率×40% |
| 3年以上4年未満 | | | 約定利率×70% | 約定利率×60% | 約定利率×60% |
| 4年以上5年未満 | | | | 約定利率×80% | 約定利率×80% |

※ 期日指定定期預金については、約定期間3年以上4年未満の利息計算をします。

(ご注意)

中途解約利息が、すでにお支払いしている中間利息合計額に満たない場合は、その差額金を解約時に差し引いた元金をお支払いします。